

吸収分割公告

平成 21 年 12 月 15 日

株主および債権者各位

大阪市北区堂島浜二丁目 2 番 8 号
東洋紡績株式会社
代表取締役社長 坂元 龍三

当社は、平成 21 年 12 月 14 日開催の当社取締役会において、平成 22 年 2 月 1 日（月）を効力発生日として、東洋紡不動産株式会社（本店所在地：大阪市中央区久太郎町二丁目 4 番 27 号）を吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割を行うことを決議いたしました。これにより当社は、東洋紡不動産株式会社のオフィス・ビル賃貸事業および福利厚生施設管理事業に関する権利義務（当社株式 79 万 7 千株を含む。）を承継することといたしましたので公告いたします。

なお、当社は、会社法第 796 条第 3 項、東洋紡不動産株式会社は会社法第 784 条第 1 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割することを決定しております。

記

1. 会社法第 796 条第 4 項の規定に基づき、この吸収分割に対し反対の株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内に、書面によりその旨をお申し出ください。
2. 会社法第 797 条第 1 項の規定に基づき、この吸収分割に反対で、株式買取請求をされる株主は、効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨および株式買取請求に係る株式の数をお申し出ください。
3. この吸収分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 ヶ月以内に、その旨をお申し出ください。
4. 両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（当社）

金融商品取引法による有価証券報告書を提出しております。

（東洋紡不動産株式会社）

掲載紙	官報
掲載の日付	平成 21 年 6 月 30 日
掲載頁	235 頁（号外第 138 号）

以 上